○浪江町住宅用再生可能エネルギー設備等導入補助金交付要綱

(令和4年5月20日告示第64号)

改正 令和7年8月1日告示第120号

(趣旨)

第1条 この要綱は、再生可能エネルギーの創出とエネルギーの効率的な利用及び自立・分散型電源の確保を目指し、再生可能エネルギーの地産地消の仕組みづくりとゼロカーボンシティの推進を目的として、再生可能エネルギーの自家消費型発電設備(以下「補助対象機器」という。)を設置する者に対して、予算の範囲内で補助金を交付することについて、浪江町補助金等の交付等に関する規則(昭和60年浪江町規則第12号。以下「規則」という。)及び浪江町補助金交付要綱(昭和60年浪江町訓令第10号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
 - (1) 住宅用太陽光発電設備(以下「太陽光発電システム」という。) 住居等に設置され、当該住居における消費に主として供することを目的とする太陽光発電設備をいう。
 - (2) 蓄電池設備(以下「蓄電池システム」という。) 太陽光発電システムと接続した 蓄電池が、太陽光発電システムにより発電される電力を充放電し、蓄電池から供給 される電力が、当該住居にて使用されるものをいう。
 - (3) 電気自動車充給電設備(以下「V2Hシステム」という。) 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車(以下「電気自動車等」という。)に搭載された蓄電池と当該住居との間で、分電盤を通じて電力の供給を相互に行うことができるものをいう。
 - (4) 家庭用エネルギー管理システム(以下「HEMS」という。) 前各号のシステムの発電及び消費された電力を管理し、効率的に利用することができるものをいう。 (補助対象者)
- 第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものと する。
 - (1) 町内に住所を有する者(以下「町民」という。)
 - (2) 町内に所在する住居等に前条に定める補助対象機器を設置又は建売供給業者等から町内に所在する補助対象機器付き住宅を購入し、当該住宅に居住すること。ただし、初期費用0円モデル及びリースによる設置を除く。
 - (3) 町税等の未納がないこと。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員である者に該当しないこと。

- 2 前項の場合において、国又は地方公共団体が行う目的が同一で第4条第1項各号に規 定する補助対象機器に対するほかの補助金の交付を既に受けている者は、交付対象者 としないものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、町長が必要と認めるときは、補助対象者とする。 (補助対象機器、補助対象経費、交付対象要件及び補助金額)
- 第4条 補助対象機器は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 太陽光発電システム 補助対象経費、交付対象要件及び補助金額は別表第1に定めるとおりとする。
 - (2) 蓄電池システム 補助対象経費、交付対象要件及び補助金額は別表第2に定めるとおりとする。
 - (3) V2H システム 補助対象経費、交付対象要件及び補助金額は別表第3に定めると おりとする。
 - (4) HEMS 補助対象経費、交付対象要件及び補助金額は別表第4に定めるとおりとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、過去にこの要綱による補助金の交付を受けた補助対象機器、 廃止前の浪江町住宅用太陽光発電設備導入補助金要綱(令和2年浪江町告示第31号)及 び浪江町自家消費型住宅用太陽光発電設備モデル事業補助金交付要綱(令和7年浪江町 告示第43号)による補助金の交付を受けた補助対象機器については、補助対象外とする。 (補助金交付の申請)
- 第5条 規則第4条第1項の申請書は、浪江町住宅用再生可能エネルギー設備等導入補助 金交付申請書(様式第1号)によるものとし、次の各号に掲げる添付書類を添えて町長に 提出しなければならない。
 - (1) 補助対象機器を設置しようとする住宅等の位置図
 - (2) 補助対象機器の設置に要する費用の内訳が記載された工事請負契約書又は見積書の写し
 - (3) 設置する補助対象機器の仕様がわかる書類
 - (4) 町税等の未納がないことを証する書類
 - (5) 補助金を入金する口座が確認できる預金通帳の写し
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金交付の決定)

第6条 町長は、規則第5条の規定により交付を決定する場合は、浪江町住宅用再生可能 エネルギー設備等導入補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により行うものとす る。

(計画変更の承認申請)

- 第7条 補助対象者は、第5条の申請書の内容を変更する場合又は補助対象機器の設置を 中止しようとするときは、速やかに浪江町住宅用再生可能エネルギー設備等導入補助 金変更・中止承認申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。
- 2 補助対象者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の実施が 困難になったときは、当該年度の2月末日までに町長に報告し、その指示を受けなけ ればならない。

(補助金変更の決定)

第8条 町長は、前条の計画変更の承認申請があったときは、補助金交付の申請と同様の手続を経て、変更交付又は中止の決定を、浪江町住宅用再生可能エネルギー設備等導入補助金変更・中止決定通知書(様式第4号)により行うものとする。

(実績報告)

- 第9条 第6条に規定する補助金交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、 補助対象事業が完了した場合は、規則第13条の規定による実績報告を浪江町住宅用再 生可能エネルギー設備等導入補助金実績報告書(様式第5号)により、交付決定の日の属 する年度の3月20日までに、次の書類を添えて町長に提出しなければならない。
 - (1) 補助対象機器の設置に係る領収書の写し
 - (2) 電力受給契約確認書の写し
 - (3) 補助対象機器設置箇所の施工前後の現場写真
 - (4) 電力会社との関係書類(申請者名義のものに限るものとする)
 - ア 余剰売電を行う場合 電力受給契約確認書の写し
 - イ 全量自家消費の場合 系統連系承諾書の写し
 - ウ 全量自家消費かつ電気事業者の電力系統に接続していない(いわゆる「オフグリッド」)場合 電力系統に接続していないことの申立書
 - (5) 太陽電池モジュールの設置写真(カラー写真)
 - ア 受給地点となる住居の建物全体写真(太陽電池モジュール及び設置が確認できる もの)
 - イ 太陽電池モジュールの設置状態を示す写真
 - (6) 建物の登記事項証明書の写し
 - (7) 設置する建物が交付申請者の所有物ではない場合は、建物所有者の設置承諾書
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付額の確定)

第10条 町長は、前条の規定による実績報告書が提出された場合は、これを審査し、その内容が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、規則第14条の規定により補助金の交付額を確定し、浪江町住宅用再生可能エネルギー設備等導入補助金交付額確定通知書(様式第6号)により速やかに補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第11条 町長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、浪江町住宅用再生可能エネルギー設備等導入補助金交付請求書(様式第7号)による補助事業者の請求に基づき、補助金を交付する。

(確認)

- 第12条 町長は、補助事業を適正に執行するため必要があると認めたときは、補助対象 事業の状況について、施工の現場における確認を行うことができる。 (交付決定の取消し)
- 第 13 条 町長は、補助事業者が提出した書類に偽りその他不正があったと認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、交付した金額の返還を命ずることができる。
- 2 町長は、前項の規定により交付決定を取消したときは、浪江町住宅用再生可能エネルギー設備等導入補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

- 第14条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取消したときは、既に交付した 補助金の全部又は一部について期限を定めて返還を命ずるものとする。
 - (使用状況等の調査協力)
- 第15条 町長は、補助事業者に対し、補助対象機器の普及に資するデータ等の提供を要請することができる。

(財産処分の管理及び処分)

- 第16条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)について、補助対象事業の完了後においても適切に管理し、補助金の交付の目的にしたがって、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等を町長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊しを行ってはならない。 ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める期間を経過した場合は、この限りでない。
- 3 補助事業者は、前項に規定する町長の承認を受けようとするときは、浪江町住宅用再 生可能エネルギー設備等導入補助金財産処分等承認申請書(様式第9号)を町長に提出し なければならない。
- 4 財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続について、その結果を浪江 町住宅用再生可能エネルギー設備等導入補助金財産処分等承認(不承認)通知書(様式第 10号)により当該補助事業者に通知するものとする。この場合において、財産処分納付 金を納付させることを決定したときは、当該納付金の額を併せて通知するものとする。 (証拠書類の整備等)

- 第17条 補助事業者は、補助金の収支状況を記載した証拠書類を整備し、事業終了年度 の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、当該保存期間によっ ては取得財産等について第16条第2項ただし書に規定する期間を経過しない場合は、 当該期間を経過するまで関係書類等を保存しなければならない。
- 2 前項の規定により保管すべき帳簿等のうち、電磁的記録による保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 浪江町住宅用太陽光発電設備導入支援補助金交付要綱(令和2年浪江町告示第31号)は、廃止する。

附 則(令和7年8月1日告示第120号) ここの要綱は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表第1(第4条第1項第1号関係)

太陽光発電システムの補助対象経費、交付対象要件及び補助金額

(1)以下について、未使用設備に限るものとする。 (2)太陽光発電設備(太陽光モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、パワーコ 補助 ンディショナ、交流側開閉器及びその他付随する設備)に係る設備費及び設置工事 対象 費。ただし、太陽光発電設備等のパワーコンディショナが、蓄電システムと一体 経費 型(ハイブリッド)の蓄電システムの場合は、ハイブリッド部分のうち蓄電システ ム以外の電力変換に寄与する部分(蓄電池システムに含まれる太陽光発電設備等の パワーコンディショナ)に係る経費分を、太陽光発電設備に含み計上すること。

(1) 当該太陽光発電設備が、町民自らが居住又は居住を予定する住宅に設置される 交付 こと。

(3) ECHONET Lite を標準インターフェイスとして搭載していること。

(1)太陽電池出力は、太陽電池モジュールの JIS などに基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか低い方の数値(上限 4k

補助 W、小数点以下を切捨て)とする。

金額 (2) 補助単価は、1kW あたり 4 万円とする。

(3)補助金額は太陽電池出力に補助単価を乗算して算出(当該額に千円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額)とし、交付上限額は16万円とする。

別表第2(第4条第1項第2号関係)

蓄電池システムの補助対象経費、交付対象要件及び補助金額

(1)以下について、未使用設備に限るものとする。

(2) 蓄電池設備(蓄電池、パワーコンディショナなどを備えたシステムとして構成補助 されるもの)に係る設備費及び設置工事費。

対象 ただし、太陽光発電設備等のパワーコンディショナが、蓄電システムと一体型(ハ経費 イブリッド)の蓄電システムの場合は、ハイブリッド部分のうち蓄電システム以外の電力変換に寄与する部分(蓄電池システムに含まれる太陽光発電設備等のパワーコンディショナ)に係る経費分を控除すること。

(1) 当該補助金及び浪江町自家消費型住宅用太陽光発電設備モデル事業補助金交付要綱(令和7年浪江町告示第43号)により導入した太陽光発電設備の附帯設備であること。 対象

对家 要件

- (2) 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。
- (3)停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。

(1) 蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の 積で算出される蓄電池部の容量(上限 10kWh、小数点以下を切捨て)とする。

補助 金額

- (2)補助単価は、1kWh あたり3万円とする。
- (3)補助金額は蓄電容量に補助単価を乗算して算出(当該額に千円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額)とし、交付上限額は30万円とする。

別表第3(第4条第1項第3号関係)

V2Hシステムの補助対象経費、交付対象要件及び補助金額

補助対 (1)以下について、未使用設備に限るものとする。 象経費 (2) V2H に係る設備費及び設置工事費。 (1) 当該補助金及び浪江町自家消費型住宅用太陽光発電設備モデル事業補助金交 付要綱(令和7年浪江町告示第43号)により導入した太陽光発電設備の附帯設備 であること。 (2) V2H システムを介して電気自動車等から供給される電力が、分電盤を通じて 住居で消費されること。 補助金額は購入設置に要する額に2分の1を乗算して算出(当該額に千円未満の 額 端数が生じたときはこれを切り捨てた額)とし、交付上限額は30万円とする。

別表第4(第4条第4項第4号関係)

HEMS の補助対象経費、交付対象要件及び補助金額

補助対	(1)以下について、未使用設備に限るものとする。
	(2)HEMS に係る設備費及び設置工事費。
六十十	(1) 当該補助金及び浪江町自家消費型住宅用太陽光発電設備モデル事業補助金交付要綱(令和7年浪江町告示第43号)により導入した太陽光発電設備の附帯設備であること
文 门 刈 免 更 <i>件</i>	付要綱(令和7年浪江町告示第43号)により導入した太陽光発電設備の附帯設備
多安计	であること。

- (2)住宅居住者が使用する空調、照明等の電力使用量を個別に計測及び蓄積し、 データの可視化が図れていること。
- (3)ECHONET Lite(エコーネットコンソーシアムが定める規格をいう。)による空調、照明等の使用電力量を調整するための制御機能を有していること。

補助金 補助金額は購入設置に要する額に2分の1を乗算して算出(当該額に千円未満の額 端数が生じたときはこれを切り捨てた額)とし、交付上限額は30万円とする。

様式第1号(第5条関係)

浪江町住宅用再生可能エネルギー設備等導入補助金交付申請書 [別紙参照]

様式第2号(第6条関係)

浪江町住宅用再生可能エネルギー設備等導入補助金交付(不交付)決定通知書 「別紙参照]

様式第3号(第7条関係)

浪江町住宅用再生可能エネルギー設備等導入補助金変更・中止承認申請書 「別紙参照〕

様式第4号(第8条関係)

浪江町住宅用再生可能エネルギー設備等導入補助金変更・中止決定通知書 「別紙参照】

様式第5号(第9条関係)

浪江町住宅用再生可能エネルギー設備等導入補助金実績報告書 [別紙参照]

様式第6号(第10条関係)

浪江町住宅用再生可能エネルギー設備等導入補助金交付額確定通知書 [別紙参照]

様式第7号(第11条関係)

浪江町住宅用再生可能エネルギー設備等導入補助金交付請求書 「別紙参照〕

様式第8号(第13条第2項関係)

浪江町住宅用再生可能エネルギー設備等導入補助金交付決定取消通知書 [別紙参照]

様式第9号(第16条第3項関係)

浪江町住宅用再生可能エネルギー設備等導入補助金財産処分等承認申請書 [別紙参照]

様式第 10 号(第 16 条第 4 項関係)

浪江町住宅用再生可能エネルギー設備等導入補助金財産処分等承認(不承認)通知書 [別紙参照]